

(一社) 日本社会福祉学会諸会費規程の改正について

激甚災害に被災した会員や、新たに未曾有の災害または感染症の蔓延等の影響により経済的な危機に直面した学生の会員等に対して、理事会の承認によって速やかに年会費の軽減措置を実施できるよう、下記の通り一般社団法人日本社会福祉学会諸会費規程を一部改正します。

一般社団法人日本社会福祉学会諸会費規程 新旧対照

現行	改正案
<p>2017年5月28日 施行 2021年5月30日 改正</p>	<p>2017年5月28日 施行 <u>2022年5月29日 改正</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(年会費) 第3条 本学会の年会費は次のとおりとする。 (1) 正会員 10,000円 ※ただし、所定の申請条件を満たし、長期会員申請が承認された会員は、5,000円 (2) 賛助会員 一口10,000円(5口以上) (3) 名誉会員 定款第8条第3項により年会費の納入を要しない。</p>	<p>(年会費) 第3条 本学会の年会費は次のとおりとする。 (1) 正会員 10,000円 ※ただし、所定の申請条件を満たし、長期会員申請が承認された会員は、5,000円 (2) 賛助会員 一口10,000円(5口以上) (3) 名誉会員 定款第8条第3項により年会費の納入を要しない。 <u>2 正会員が激甚災害等により被災した場合、及びその他の非常事態により多大な損害を被った場合は、正会員からの申し出を受け、理事会で承認することにより、年会費を減免することができる。</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>附則 1 この規則は、2017年5月28日より施行する。 2 この規則は、2010年4月1日に制定された「一般社団法人日本社会福祉学会正会員諸会費規程」を引き継ぐものである。 3 任意団体日本社会福祉学会の会員として入会金を納めた者は、一般社団法人日本社会福祉学会の入会金を納めたものとみなす。 4 任意団体日本社会福祉学会の入会金・年会費に未納がある者は、その未納分を一般社団法人日本社会福祉学会の未納分とみなす。 5 この規則は、2021年5月30日より施行する。</p>	<p>附則 1 この規則は、2017年5月28日より施行する。 2 この規則は、2010年4月1日に制定された「一般社団法人日本社会福祉学会正会員諸会費規程」を引き継ぐものである。 3 任意団体日本社会福祉学会の会員として入会金を納めた者は、一般社団法人日本社会福祉学会の入会金を納めたものとみなす。 4 任意団体日本社会福祉学会の入会金・年会費に未納がある者は、その未納分を一般社団法人日本社会福祉学会の未納分とみなす。 <u>5 この規則は、2021年5月30日より施行する。</u> <u>6 この規則は、2022年5月29日より施行する。</u></p>